

船舶事故調査報告書

令和2年8月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年4月4日 09時37分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武岬南南西方沖 喜屋武埼灯台から真方位205° 1,200m付近 （概位 北緯26° 04.3′ 東経127° 39.9′）
事故の概要	漁船松輝丸は、南東進中、また、プレジャーボートOcean dream 25は、錨泊して釣り中、両船が衝突した。 松輝丸は、バルバスバウに擦過傷を生じ、また、Ocean dream 25は、船尾外板の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和2年4月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 松輝丸、12トン ON2-1052（漁船登録番号）、個人所有 14.91m (Lr) × 3.47m × 1.38m、FRP ディーゼル機関、404.53kW、平成2年10月22日 第291-36622号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート Ocean dream 25、2.4トン 296-25276沖縄、個人所有 7.07m (Lr) × 2.36m × 1.20m、FRP ディーゼル機関、69.90kW、平成24年12月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成21年2月5日 免許証交付日 平成30年9月28日 （令和6年2月4日まで有効） B 船長B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年6月21日 免許証交付日 平成30年4月27日 （令和5年4月9日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A バルバスバウに擦過傷 B 船尾外板に亀裂、オーニング支柱に曲損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 東南東～南東、風力 2～3、視界 良好 降水量 0.5mm 未満 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長A及び乗組員1人（以下「乗組員A」という。）が乗り組み、糸満市糸満漁港で漁獲物を水揚げした後、帰港することとし、令和2年4月4日09時00分ごろ、沖縄県八重瀬町港川漁港に向け、糸満漁港を出港した。</p> <p>本船は、糸満港西水路を通過し、同水路口付近から南方約1海里にあるトコマサリ礁の西側を過ぎた後、船首を南東方に向け、約5ノットの対地速力で航行した。</p> <p>船長Aは、操舵室で操船していたところ、波間に見え隠れする赤色のカヌー1隻（以下「本件カヌー」という。）を右舷前方に視認したので、本件カヌーの動きが気になり、操舵室から出て右舷船尾部で、遠隔操縦リモコンで操船しながら乗組員Aと共に本件カヌーが釣り中であることを確認した。</p> <p>A 船は、喜屋武岬南南西方沖を南東進中、船長Aが、乗組員Aと共に、本件カヌーの釣りを見ながら次第に本件カヌーから遠ざかるのを確認した後、操舵室に戻り、椅子に座って操船しようとしたところ、09時37分ごろ、同じ速力のままA船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、友人2人（以下「同乗者B₁」、「同乗者B₂」という。）を乗せ、釣りの目的で、糸満市に所在するマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出発し、喜屋武岬南方沖の水深約40mの海域で釣りを行うこととした。</p> <p>B 船は、船首を南東方に向け、機関を停止して錨泊し、船長Bが左舷船尾部、同乗者B₁が右舷船尾部、同乗者B₂が右舷船首部で、それぞれ救命胴衣を着用して位置につき、4日08時30分ごろから釣りを開始した。</p> <p>同乗者B₁は、右舷船尾部で釣りをしているとき、B船から北西方約200～300m離れたところに、B船船尾部に真っすぐ向かってくるA船を認め、A船がB船に向かって来ている旨を船長B及び同乗者B₂に口頭で伝え、船長Bは、以前に、錨泊して釣り中、漁船が自船の至近を通過し、航走波の影響で船体が揺れて釣りができなくなることを何度も経験しており、今回も同じことであろうと思っていた。</p> <p>B 船は、A船との距離が約100mを切っても、A船が進路を変えることなく真っすぐ向かってくるので、船長Bが、危険を感じ、同乗者B₁と同乗者B₂と共に、A船に向かって、大声を出し、手を大きく振り、指笛を吹くなどの合図を送ったものの、機関を停止して錨泊し</p>

	<p>たままの状態ではA船と衝突した。</p> <p>船長Bは、衝撃を受けたものの落水することなく同乗者B₂と船内に残り、衝撃により落水した同乗者B₁を海中からB船に引き揚げた後、海上保安庁に118番通報を行い、本件マリーナに本事故発生の連絡を行った。</p> <p>A船は、衝撃によりB船から投げ出されたクーラーボックス、釣り竿等を回収した後、B船の船尾外板に亀裂が生じて浸水が始まったので、B船をえい航して本件マリーナに向かったが、本件マリーナ付近の水深が浅くて近寄れなかったため、糸満港西水路において、糸満漁業協同組合所属の小型船にB船を引き継ぎ、港川漁港に帰港した。</p> <p>B船は、A船からロープが離れた後に水没したが、糸満漁港にあるクレーンで引き揚げられ、陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船バルバスバウ擦過傷、写真3 B船、写真4 B船損傷状況、写真5 B船船尾外板に亀裂 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、操舵室で操船中に本件カヌーを右舷前方に視認した際、小雨が降って周囲が見えにくいと感じていたが、目視したところ、周囲に本件カヌー以外の船舶がいなかったと思われ、B船の存在に気付いていなかった。</p> <p>A船は、船長A及び乗組員Aが右舷船尾部で本件カヌーの釣りを見ながら航行していた際、船長A及び乗組員Aの立ち位置からでは、操舵室により船首中央から左舷方を見渡すことができなかった。</p> <p>船長A及び乗組員Aは、そでいか漁に従事しており、本事故当日、糸満漁港で漁獲物を水揚げする前、喜屋武岬沖で漂泊し、見張りを交替しながら就寝しており、健康状態に問題はなかった。</p> <p>船長Bは、喜屋武岬沖での釣りを月に1～2回の頻度で6年以上行っており、海上が平穏な時に釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、本事故当日、喜屋武岬沖において、土曜日で海上も平穏だったので、他にもプレジャーボートがいていたと思っていたが、周囲に自船以外のプレジャーボートを見ておらず、本件カヌーのことを見ていなかった。</p> <p>本事故当時、船長B、同乗者B₁及び同乗者B₂が着用していた救命胴衣には、笛が付いていなかったが、B船に備付けの救命胴衣には笛が付いていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、喜屋武岬南南西方沖を南東進中、船長Aが、右舷前方に本件カヌーを視認した際、周囲に本件カヌー以外の船舶がいなかったと思</p>

	<p>い、操舵室を出て乗組員Aと共に右舷船尾部で本件カヌーの釣りをしながら航行し、操舵室により船首中央から左舷方を見渡すことができなかったことから、B船の存在に気付かず、B船と衝突したものと推定される。</p> <p>B船は、喜屋武岬南南西方沖で錨泊して釣り中、船長Bが、A船が接近していることに気付いたものの、以前に何度も経験したとおり自船の至近を通過していくものと思い、錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、喜屋武岬南南西方沖において、A船が南東進中、B船が錨泊して釣り中、船長Aが、右舷前方に本件カヌーを視認した際、周囲に本件カヌー以外の船舶がないと思い、操舵室を出て乗組員Aと共に右舷船尾部で本件カヌーの釣りをしながら航行し、操舵室により船首中央から左舷方を見渡すことができなかった、また、船長Bが、A船が接近していることに気付いたものの、自船の至近を通過していくものと思い、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、船内での立ち位置によって死角が生じる場合は、他の乗組員を見張りに当たらせるなどして死角を補い、常時適切な見張りを行うこと。 ・航行中、特定のものに気をとられ、その方向だけを見ることのないよう、周囲の見張りを行うことを心掛けておくこと。 ・錨泊中、周囲の見張りを行うとともに、接近する他船を認めた場合、他船が避けてくれると思わずに、早期に、機関の運転準備、音響信号を使用するなどして衝突を回避する措置を講じること。

付図1 事故発生経過概略図

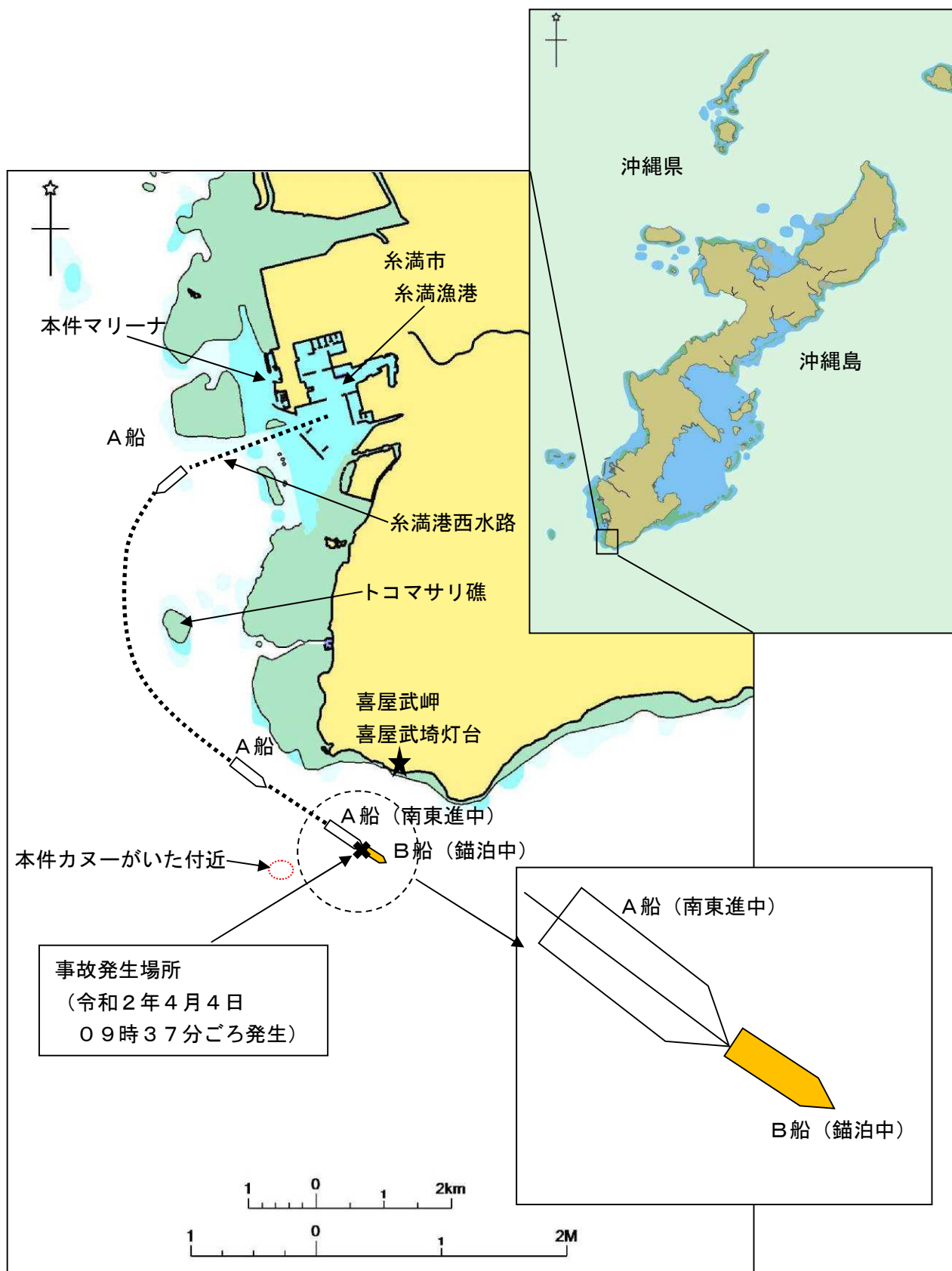


写真1 A船

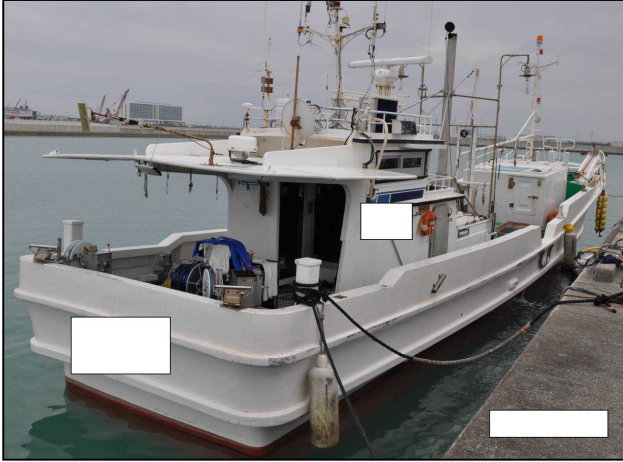


写真2 A船バルバスバウ擦過傷



写真3 B船



写真4 B船損傷状況



写真5 B船船尾外板に亀裂

